		――――――その他のもの		
	143	―――――――ジェットエンジンの燃料用のもの	KL	KG
	149	―――――――その他のもの	KL	KG
		――軽油		
	151	―――政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	KL	KG
	159	―――その他のもの	KL	KG
		――重油及び粗油		
		―――温度15度における比重が0.9037以下のもの		
		――――製油の原料として使用するもの		
	161	――――――重油	KL	KG
	162	――――――粗油	KL	KG
		――――――その他のもの		
		―――――――温度15度における比重が0.83以上で引火点が温度130度以下のもののうち、農林漁業の用に供するもの		
	163	―――――――重油	KL	KG
	164	―――――――粗油	KL	KG
		―――――――その他のもの		
		――――――――硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
	165	――――――――重油	KL	KG
	166	――――――――粗油	KL	KG
		――――――――その他のもの		
	167	――――――――重油	KL	KG
	169	――――――――粗油	KL	KG
		―――温度15度における比重が0.9037を超えるもの		
		――――製油の原料として使用するもの		
	171	――――――重油	KL	KG
	172	――――――粗油	KL	KG
		――――――その他のもの		
		―――――――硫黄の含有量が全重量の0.3%以下のもの		
	173	―――――――重油	KL	KG
	174	―――――――粗油	KL	KG
		―――――――その他のもの		
	175	――――――――重油	KL	KG
	179	――――――――粗油	KL	KG
		――潤滑油（流動パラフィンを含む。）		
		―――温度15度における比重が0.8494を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）及び温度15度における比重が0.8494以下のもの		
	188	――――――温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		――――――その他のもの		
	193	―――――――流動パラフィン	KL	KG
	194	―――――――切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	KL	KG
	195	―――――――焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油	KL	KG
	196	―――――その他のもの	KL	KG
	199	―――その他のもの	KL	KG
		――その他のもの		
	210	―――グリース	KL	KG
		―――その他のもの		
	291	―――――温度15度における比重が0.8494以下のもの	KL	KG
		―――――その他のもの		
	293	―――――液状の潤滑剤	KL	KG
	299	―――――その他のもの	KL	KG
		―廃油		
2710.91	000	――ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの	KL	KG
2710.99	000	――その他のもの	KL	KG

輸入統計品目表第二八類に号注として次のように加える。

号注		
1　第2852.10号において「化学的に単一のもの」とは、この類の注1(a)から(e)まで及び第29類の注1(a)から(h)までのいずれかの要件を満たす水銀の無機又は有機の化合物全てをいう。		

輸入統計品目表第二八二四・二九号を次のように改める。

2834.29		――その他のもの		
		―――硝酸カルシウム及び硝酸バリウム		
	100	――――硝酸カルシウム		KG
	200	――――硝酸バリウム		KG
	300	―――その他のもの		KG

輸入統計品目表第二八・五二項を次のように改める。

28.52		水銀の無機又は有機の化合物（化学的に単一であるかないかを問わないものとし、アマルガムを除く。）		
2852.10		―化学的に単一のもの		
	100	――認証標準物質		KG
		――無機化合物及びその製品		
	210	―――硫酸塩		KG
	220	―――写真用の化学調製品（ワニス、膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合してないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもので直ちに使用可能な形状のものに限る。）		KG